

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	防災危機管理局
委託業務番号	令和4年度 長防委第1号
委託業務名称	緊急告知ラジオ運営業務
委託業務場所	放送局:滋賀県大津市西の庄19-10 リンクスビル 長浜中継局:滋賀県長浜市八幡東町632番地
業務の概要	市民に対し災害時の情報伝達手段の多重化を図るため、緊急告知ラジオの放送に関する環境整備及び運営を委託するもの。
履行期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
契約年月日	令和4年4月1日
契約額(税込)	6,600,000円
契約の相手方	[所在地又は住所] 滋賀県大津市西の庄19-10 リンクスビル [商号又は名称] 株式会社エフエム滋賀
契約相手方の選定理由	災害時及び緊急時の情報伝達手段の多重化を図るため、令和元年度に株式会社エフエム滋賀と「災害時等における緊急告知ラジオ放送に関する協定」を締結し、緊急告知ラジオ(以下、ラジオという)による緊急情報、災害情報発信体制整備を進めた。 ラジオは起動信号により自動で起動し、災害時や緊急時に確実に情報を受信できるものとなっており、起動信号は本市に中継局を持つエフエム滋賀の放送網を利用して発信される。全てのラジオが確実に自動起動信号を受信できる環境を整えるためには、同放送局が所有している放送設備との連携調整が不可欠であり、緊急告知ラジオ運営業務を完遂できる業者は株式会社エフエム滋賀の他にない。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び長浜市契約規則第27条第1項第1号を根拠とし、株式会社エフエム滋賀との一者随意契約を行う。
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印) <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸</p> <p>(1) 借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>